

津付ダム建設事業の検証に係る検討

結果報告書

岩 手 県

平成27年2月

目 次

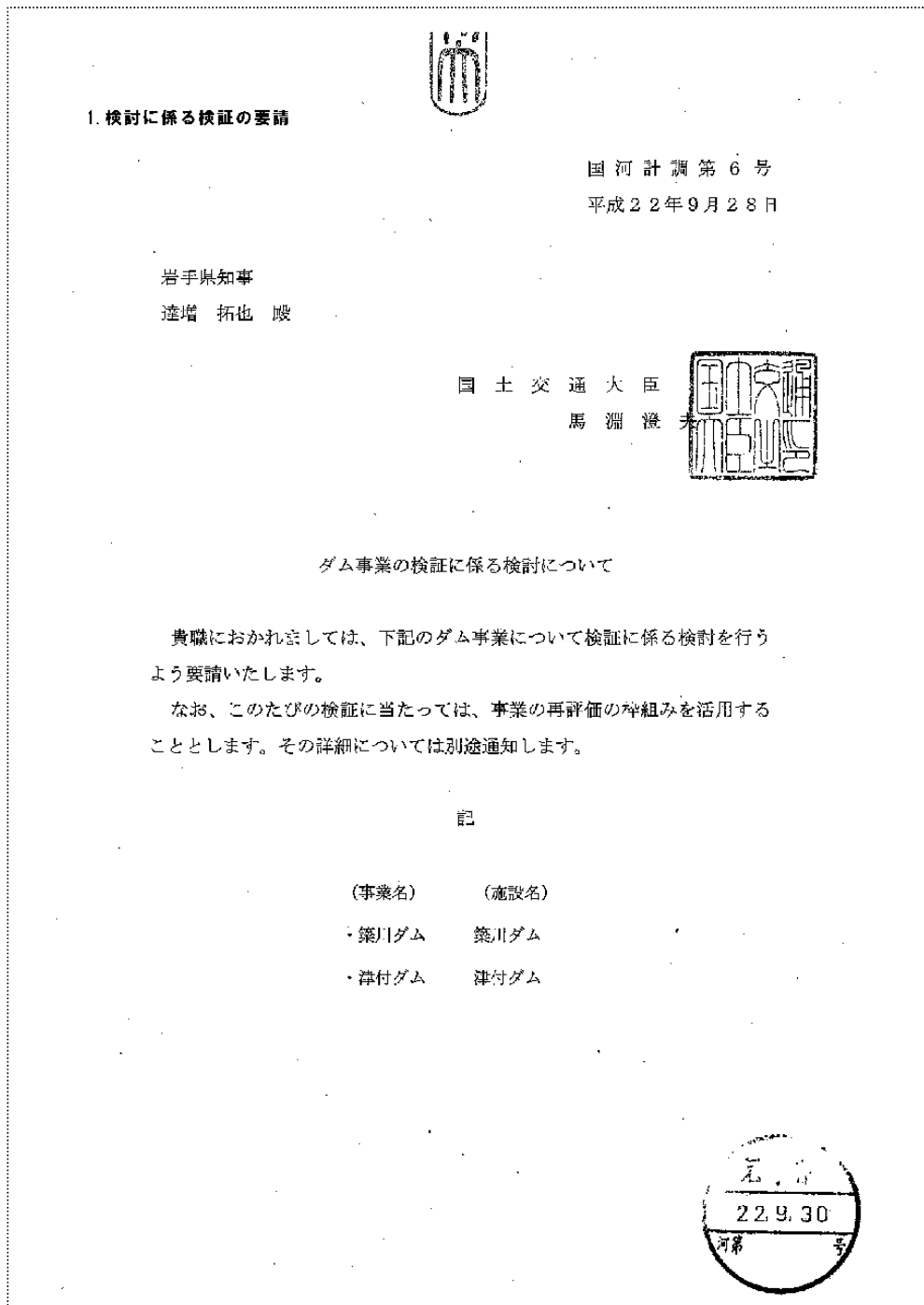
1. 検討経緯	1
1.1 ダム事業の検証について	1
1.2 本事業への実施横領細目の適用について	2
1.3 岩手県大規模事業評価専門委員会における審議状況	3
2. 流域及び河川の概要	5
2.1 流域の概要	5
2.2 治水の歴史	6
2.3 気仙川の現状と課題	10
2.4 現行の治水計画	13
3. 津付ダムの概要	16
3.1 津付ダムの目的等	16
3.2 津付ダム建設事業の経緯	18
3.3 津付ダム建設事業の現在の進捗状況	18
4. 津付ダム検証に係る検討内容	19
4.1 気仙川下流域の復旧・復興の状況	19
4.2 複数の治水対策案の立案	22
4.3 津付ダム建設事業の総合的な評価	23
5. 対応方針	24
5.1 検証検討結果	24
5.2 岩手県大規模事業評価専門委員会の審議結果	24
5.3 津付ダム建設事業の対応方針	24

1. 検討経緯

1.1 ダム事業の検証について

国において「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換が進められ、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が発足し、検証に係る検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、あらたな評価軸及び総合的な評価の考え方等が検討され、平成 22 年 9 月 27 日、ダム検証に関する「中間とりまとめ」が国土交通大臣に提出された。

これを受け、平成 22 年 9 月 28 日には、国土交通大臣から同省が定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を行うよう要請された。



1.2 本事業への実施要領細目の適用について

平成23年東日本大震災津波により、気仙川下流域に位置する陸前高田市が壊滅的な被害を受けた。

現在、津波対策や復旧復興に向けた新しいまちづくりが進められており、結果として、気仙川下流沿いの人や生活拠点が大きく変化することとなる。このような状況を踏まえ、気仙川全体で治水計画を見直した結果、他の治水対策案が総合的に優位となった。

このことから、ダム事業を中止する方向とし、「ダム検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5 その他2を適用し、従来からの手法※によって検証を行うこととした。

※従来からの手法：岩手県大規模事業評価実施要領（平成26年4月1日施行）

ダム検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成22年9月28日）抜粋

第5 その他

2 社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、検証に要する時間、費用等を軽減する観点から、利水者等の関係者との合意形成状況に応じて、中止の方向性及びそのような考えに至った理由を明らかにした上で、必ずしも本細目で示す詳細な検討によらずとも、従来からの手法等によって検討を行うことができる。

その場合、従前と同様に、河川整備計画の作成状況に応じて、次のようなことについて明らかにすることが求められることを考慮することが望ましい。

- (1) 河川整備計画が作成されている場合には、基本的に、当該河川整備計画において想定している目標と同程度の目標の達成が当該事業によらずとも可能であること
- (2) 河川整備計画が未作成である場合又は河川整備計画が作成されているが、今後変更する予定がある場合には、基本的に、検証に係る検討に当たって設定する目標と同程度の目標が妥当であること及び目標の達成が当該事業によらずとも可能であること

1.3 岩手県大規模事業評価専門委員会における審議状況

(1) 再評価実施理由：

社会経済情勢等の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）

(2) 結果：

要検討（中止）とした県の判断は妥当と認められる。

(3) 中止理由：

気仙川における治水対策は、基本方針レベルの治水安全度 1/70 をダムと河川改修により確保する計画としていたものである。

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災津波により被災した気仙川下流域では、現在、復旧復興への取組みが進められている。津波対策として高田海岸堤防、気仙川水門、気仙川堤防沿いの避難路の整備、復旧復興に向けた新しいまちづくりとして被災市街地復興土地地区画整理事業等による宅地嵩上げ、三陸縦貫自動車道や国道等の整備が行われており、これらの取組みにより、気仙川下流沿いの人や生活拠点が大きく変化することとなる。

このような下流域における復旧復興に向けた新しいまちづくりへの取組みに合わせ、気仙川全体で治水計画を見直した結果、「河川改修案」が経済的であることから、事業の継続が困難となったものである。

(4) 審議経緯

<平成25年度>

- ① H25. 8. 23 第 2 回大規模事業評価専門委員会
- ② H25. 10. 29 第 3 回大規模事業評価専門委員会
- ③ H25. 11. 18 第 4 回大規模事業評価専門委員会
- ④ H26. 1. 14 第 6 回大規模事業評価専門委員会
- ⑤ H26. 2. 19 第 7 回大規模事業評価専門委員会
- ⑥ H26. 3. 13 第 8 回大規模事業評価専門委員会 ※現地調査

<平成26年度>

- ⑦ H26. 6. 20 第 1 回大規模事業評価専門委員会
- ⑧ H26. 7. 14 第 2 回大規模事業評価専門委員会 ※答申案検討

(5) 附帯意見：

① 本事業の代替となる河川改修事業による気仙川及び大股川の治水対策を着実に実施し、早期の効果発現に努めること。

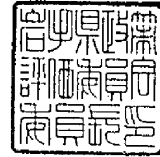
① 河川改修事業の事業期間内に気仙川沿川で洪水被害が発生した場合は、その評価と対策について当委員会に報告すること。

写

平成 26 年 7 月 17 日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会
委員長 倉 島 栄 一



大規模事業評価について（答申）

平成 25 年 8 月 7 日付け政推第 144 号で諮問のあった大規模公共事業の再評価
について、次のとおり答申します。

記

- 1 事業名
津付ダム建設事業
- 2 審議結果
「要検討（中止）」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の意見を
付す。
 - (1) 本事業の代替となる河川改修事業による気仙川及び大股川の治水対策を
着実に実施し、早期の効果発現に努めること。
 - (2) 河川改修事業の事業期間内に気仙川沿川で洪水被害が発生した場合は、
その評価と対策について当委員会に報告すること。

2. 流域及び河川の概要

2.1 流域の概要

気仙川は、岩手県南端の太平洋岸に位置し、その源を岩手県気仙郡住田町の高清水山（標高1,013.9m）に発し、住田町世田米川口地区で大股川と合流した後、住田町の中心部を貫流し、矢作川を合流して陸前高田市の市街地を貫流し、広田湾に注ぐ流域面積約520km²、延長約40kmの2級河川である。気仙川流域は、陸前高田市、気仙郡住田町の1市1町からなっており、気仙地域における社会、経済の基盤をなしている。

現在、気仙川下流域に位置する陸前高田市では、東日本大震災津波からの復旧復興に向け、津波対策として高田海岸堤防、気仙川水門、気仙川堤防沿いの避難路の整備、新しいまちづくりとして被災市街地復興土地区画整理事業等による宅地嵩上げ、三陸縦貫自動車道や国道等の整備が行われている。

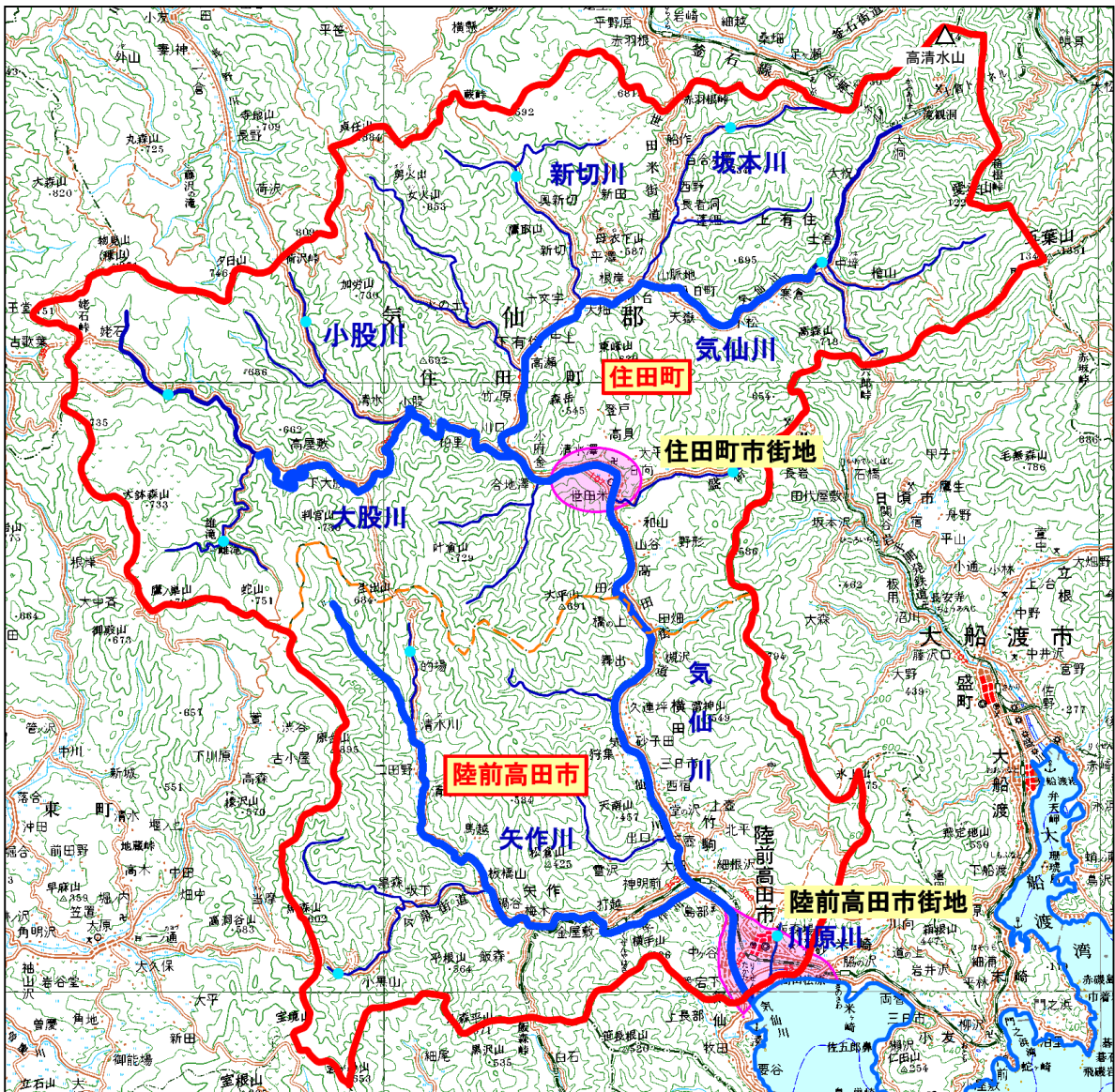


図 2.1.1(1) 気仙川流域図

2.2 治水の歴史

2.2.1 過去の主な洪水

気仙川流域は、かつて、昭和23年アイオン台風によって、大きな被害を受けた地域である。これらの台風における被害は、流域全体で、死者4名、家屋全半壊を含む家屋被害58戸、農地被害約250haであった。

気仙川における主な洪水としては、昭和23年アイオン台風を初め、昭和54年10月、昭和56年8月、近年では、平成10年8月、平成11年7月、平成14年7月が上げられる。特に昭和56年8月には家屋全半壊を含む126戸の家屋被害など大きな被害をもたらした。平成11年には半壊家屋を含む家屋被害41戸、平成14年には半壊家屋を含む家屋被害49戸が発生している。

表 2.2.1(1) 気仙川に流域における被害状況

年月日	住田町及び陸前高田市における被害状況									被害状況	出典	
	人的被害		家屋被害					農地被害	被害額			
	死者数、 不明者数	負傷者数	全壊等	半壊等	床上浸水	床下浸水	計	ha	億円			
S22.9.14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	カサリン台風による被害	(2)
S23.9.17	4	0	18	5	35	54	112	250.8	1.1	アイオン台風による被害	(2)	
S41.9.24~25	0	0	0	0	0	0	0	0	1.6	台風26号による被害	(1)	
S47.1.15~16	0	0	0	0	0	0	0	0	2.1	南海低気圧による被害	(1)	
S47.9.15~17	0	0	0	0	0	0	0	0	3.2	台風20号による被害	(1)	
S50.3.20~21	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	低気圧による被害	(1)	
S51.10.20~21	0	0	1	2	1	437	441	0.3	1.4	低気圧による被害	(1)	
S52.5.15~17	2	7	2	12	9	309	332	442.5	5.6	低気圧による被害	(1)	
S54.10.19~20	1	0	2	14	58	218	292	22.9	20.5	台風20号による被害	(1)	
S55.12.23~24	0	2	2	50	0	0	52	0.1	1.3	低気圧による被害	(1)	
S56.8.21~23	0	3	1	55	70	60	186	6	14.9	台風15号による被害	(1)	
S57.4.14~16	0	0	0	0	1	25	26	0	1.3	低気圧による被害	(1)	
S59.4.19~21	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	低気圧による被害	(1)	
S61.8.4~5	0	0	0	1	7	115	123	88.1	4.6	台風10号による被害	(1)	
S63.8.28~31	0	0	0	1	3	43	47	17.5	3.8	低気圧による被害	(1)	
H1.9.1~10	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	長雨による被害	(1)	
H2.4.21~23	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	低気圧による被害	(1)	
H2.9.19~20	0	0	0	0	0	0	0	3.6	1.6	台風19号による被害	(1)	
H2.11.4~5	0	0	0	3	16	81	100	0.3	8.5	低気圧による被害	(1)	
H3.8.30~31	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	台風14号による被害	(1)	
H5.9.4~5	0	0	0	0	0	5	5	0	0.8	台風13号による被害	(1)	
H6.9.14~16	0	0	0	0	45	51	96	10.2	1.4	秋雨前線による被害	(1)	
H6.9.29~30	0	0	0	0	0	0	0	14.2	3.1	台風26号による被害	(1)	
H10.8.27~31	1	0	0	0	15	39	54	5.1	5.7	低気圧による被害	(1)	
H11.7.12~14	0	0	0	6	35	180	221	46.4	7.9	低気圧による被害	(1)	
H14.7.9~11	0	0	0	1	48	296	345	94.6	0.8	台風6号による被害		
H19.9.7~8	0	0	0	0	0	2	2	14.7	0.6	低気圧による被害		
H25.7.26~28	0	0	0	0	8	73	81	11.1	0.8	梅雨前線による被害	(1)	

※表中の「—」は、不明を表す。

※出典(1)は、岩手県災害被害状況報告書(内水被害、土砂災害を含む)

※出典(2)は、住田町史及び陸前高田市史(内水被害、土砂災害を含む)

※被害額は、出典資料を基に、「各種資産評価単価及びデフレクター 治水経済調査マニュアル(案) 平成12年11月改正」(建設省河川局河川計画課)の第12表総合物価指数(水害被害額デフレクター)で補正した値である。(倍率:平成7年=1.00)

【昭和 56 年 8 月 台風 15 号】



【平成 11 年 7 月 豪雨】

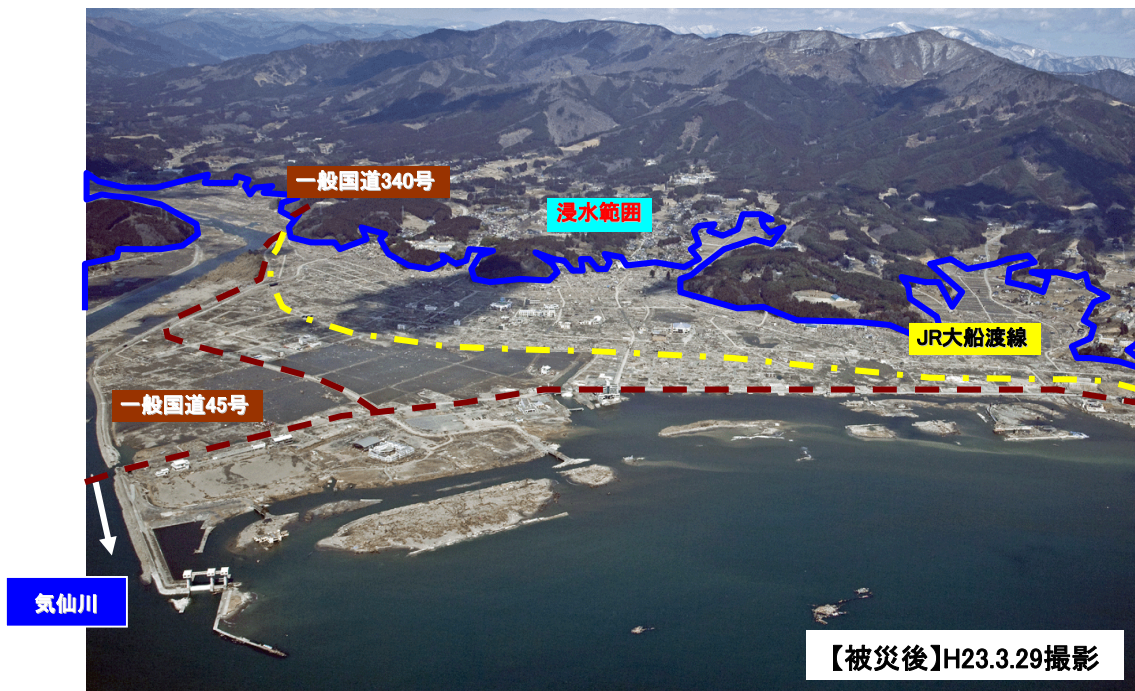


【平成 14 年 7 月 台風 6 号】



2.2.2 東日本大震災津波

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の東日本大震災が発生し、気仙川下流域の陸前高田市においては、津波浸水高は気仙川河口部で T.P13.8m にも達したほか、気仙川を遡上した津波は内陸約 8km 地点の横田町金成地区まで到達するなど、気仙川の氾濫区域となる陸前高田市中心市街地を含む気仙川下流域で大規模な被害をもたらした。



2.2.3 治水事業の沿革

気仙川水系の本格的な治水事業は、昭和 35 年のチリ地震津波を契機として始まり、その後、昭和 43 年の十勝沖地震津波による津波の再来により、昭和 50 年から三陸高潮対策事業により、既往最高津波（チリ地震津波）に対応する高さ T.P. +5.5m で堤防が完成した。

平成 23 年に発生した東日本大震災津波からの復旧復興において、数十年から百数十年の確率で発生する津波を対象とし、平成 23 年より災害復旧事業により、高さ T.P. +12.5m で気仙川水門及び海岸堤防の整備を進めている。

河川の改修は上流部の住田町世田米地区の左岸 0.8 km 区間において、昭和 37 年から 43 年まで護岸の整備を行い、また、中流部の横田地区の約 2.0 km 区間においては、昭和 49 年から平成 2 年まで築堤等の整備を行っている。

しかしながら、気仙川の現況流下能力は総じて小さく、昭和 56 年の洪水において住田町で甚大な浸水被害を受けており、近年では平成 14 年 7 月台風 6 号洪水をはじめとし、国道や家屋が度重なり浸水被害を受けるなど、河川整備の状況としては十分な段階に達しておらず、早期治水安全度の向上が望まれている。

また、現在、気仙川下流域において東日本大震災津波からの復旧復興に向けた新しいまちづくりが進められている。

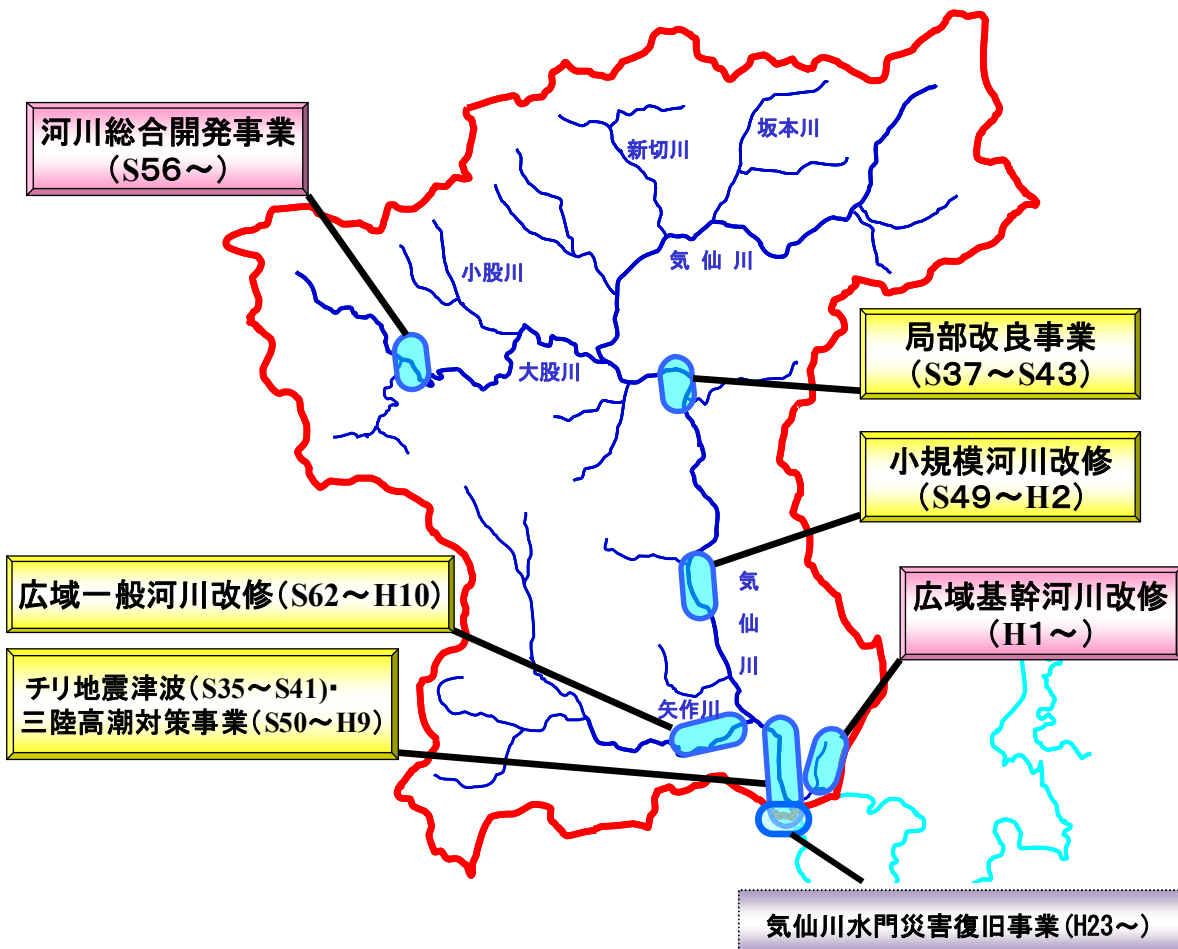


図 2.2.3(1) 気仙川流域における河川事業の状況

2.3 気仙川の現状と課題

2.3.1 洪水の特徴

【中流域～上流域】

- ①河床勾配が急峻で、流速が早い。
- ②赤畑地点では、洪水のピークが降雨のピークの約3時間後となる。

【下流域】

- ①河口部に近づくにつれて、河床勾配が緩やかになる。
- ②島部地点では、洪水のピークが降雨のピークの約5時間後となる。
- ③河口部の背後地が低い箇所では、気仙川本川水位の背水の影響を受け、内水氾濫による浸水被害が懸念される。

2.3.2 現況の治水安全度

気仙川における現況の治水安全度は、治水安全度 1/10 を下回る箇所が存在し、近年においても平成 10 年、11 年、14 年、19 年、25 年と洪水による家屋等の浸水被害が発生している。

2.3.3 堤防の整備状況

気仙川の河口付近は、三陸高潮事業により河口から 2.8km の区間、陸前高田市横田地区の 2.0km 区間で堤防が整備されている。総じて中流域～下流域にかけて各所で堤防が整備されているが、中流域～上流域にかけては、住田町中心部などにおいて堤防が整備されていない状況である。

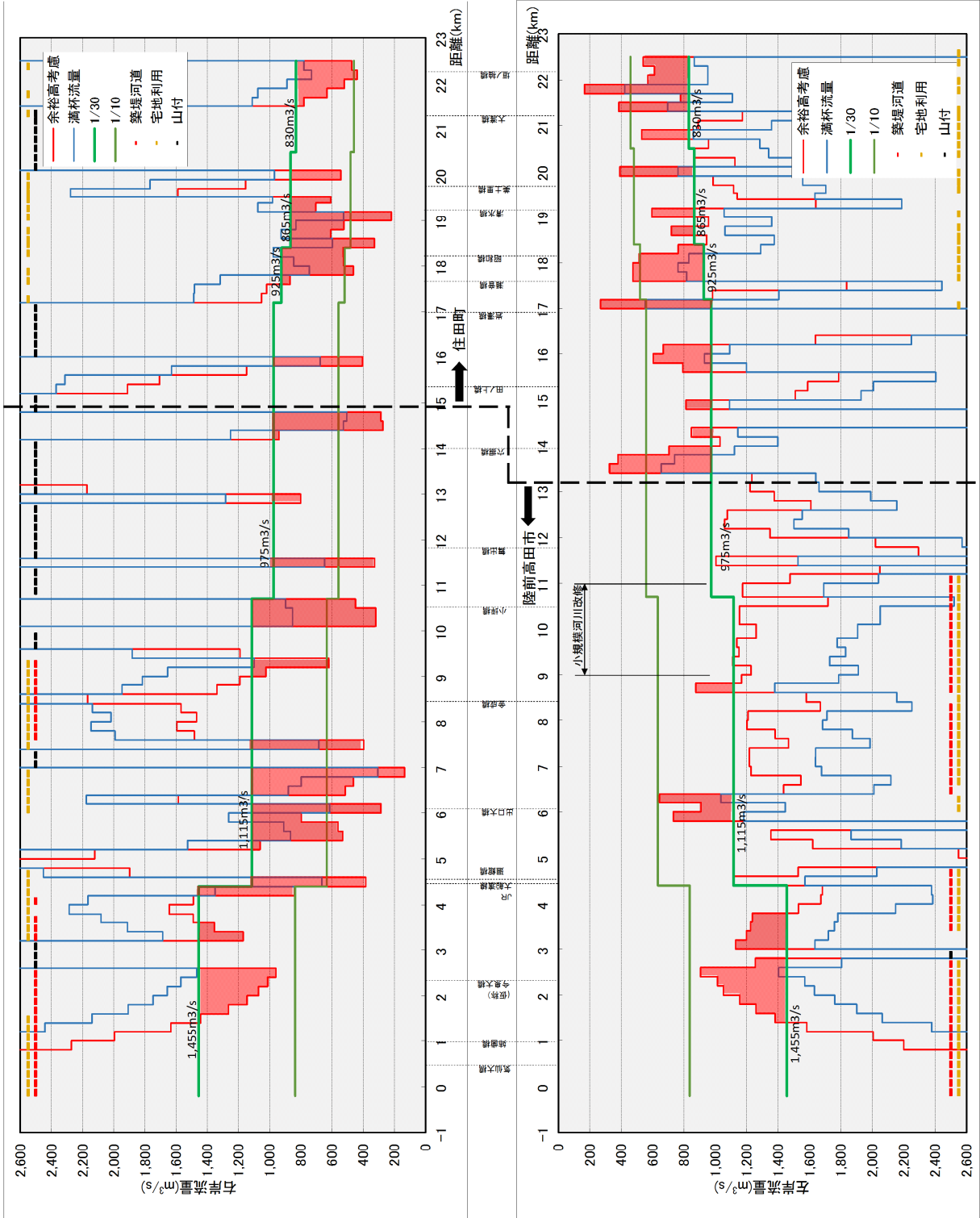


图2.3.2(1) 氣仙川現況河道流下能力图

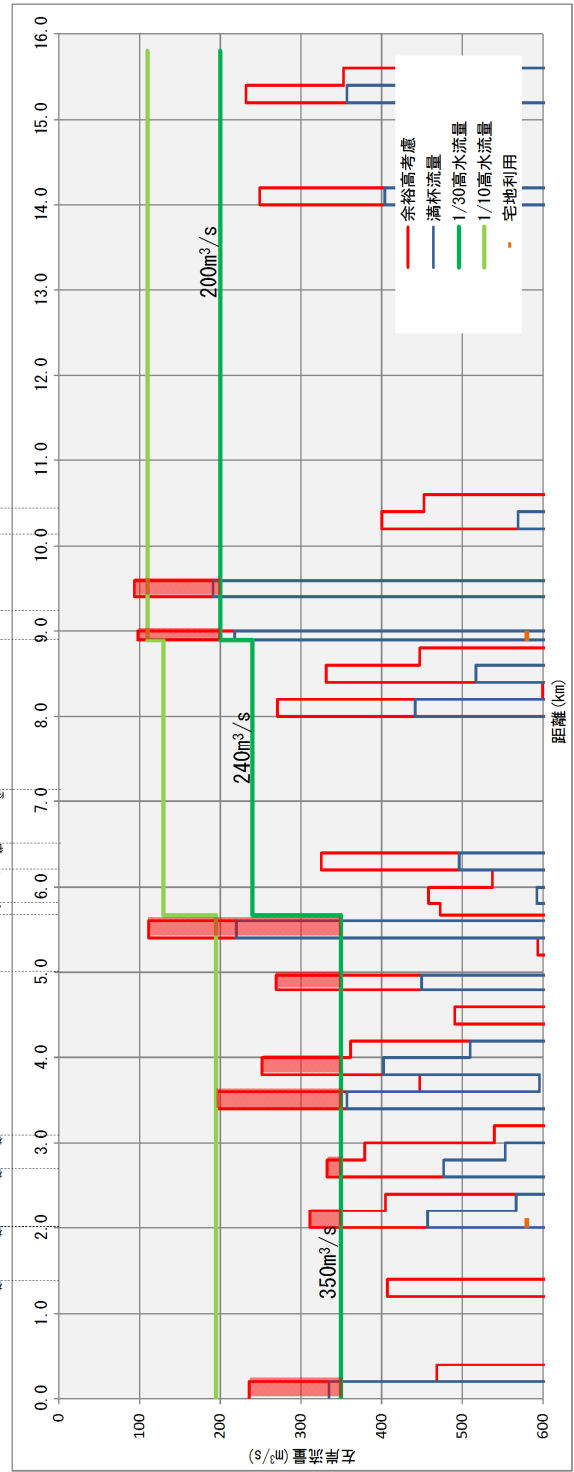
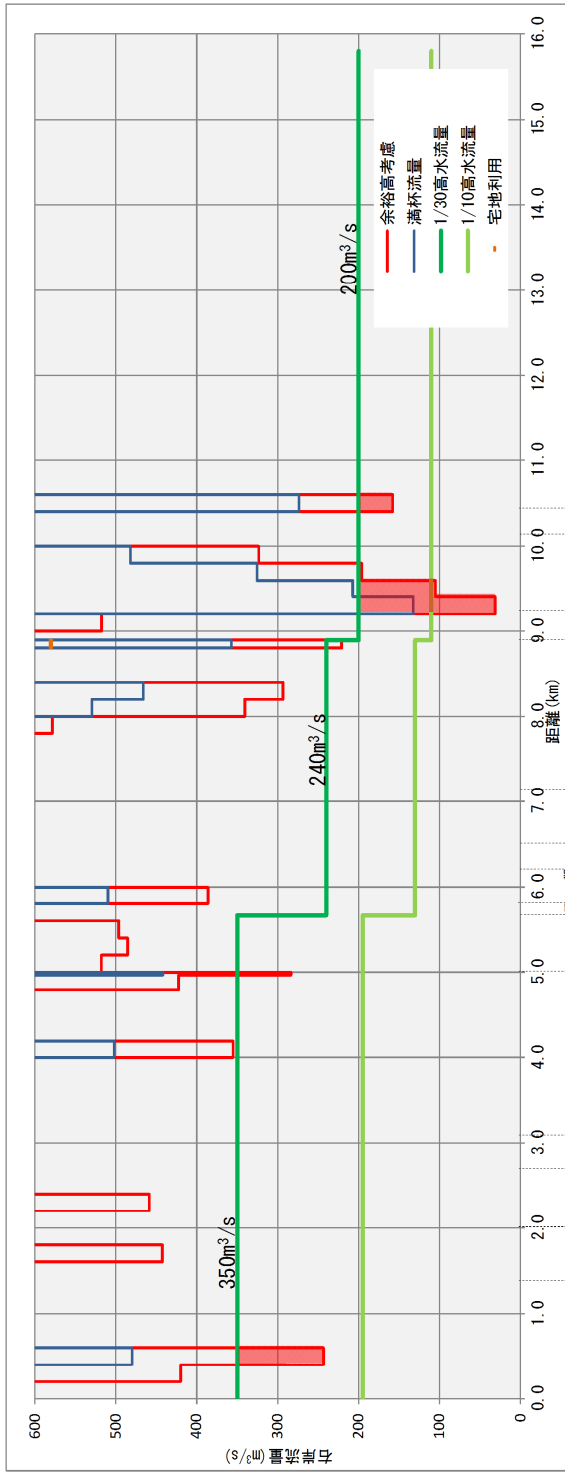


図2. 3. 2 (2) 大股川現況河道下流下能力図

2.4 現行の治水計画

2.4.1 気仙川水系河川整備基本方針（平成16年11月変更）

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、概ね70年に1回程度の確率の降雨で発生する洪水流量とする。

基本高水のピーク流量は、昭和41年6月洪水、昭和43年8月洪水の降雨等を対象として検討した結果、基準地点島部しまつべにおいて $2,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $160\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $1,840\text{m}^3/\text{s}$ とする。

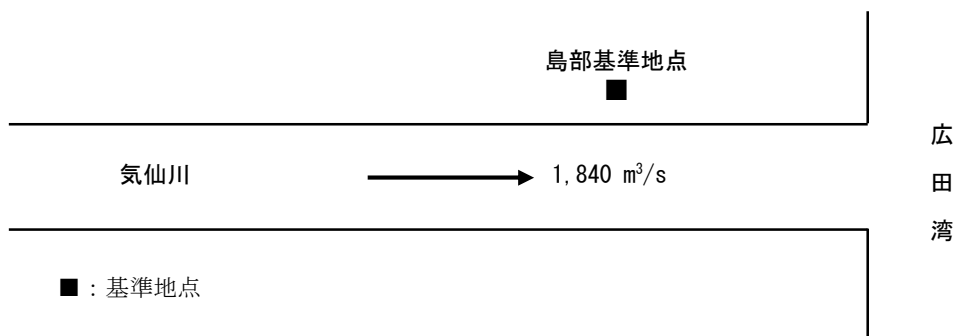
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位： m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
気仙川	島部	2,000	160	1,840

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

気仙川における計画高水流量は、島部地点において $1,840\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は、次表のとおりとする。

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P. : m)	川幅 (m)
気仙川	島部	4.4	6.7	110

※T.P. : Tokyo Peil の略で、東京湾の平均潮位を基準として地表面の標高を表したものである。

※高さは「昭和44年度平均成果」による。

2.4.2 気仙川水系河川整備計画（平成16年12月変更）

(1) 計画対象期間

河川整備計画の対象期間は、概ね20年間とする。

(2) 整備計画の目標

1) 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

気仙川流域は、古くは昭和22年・23年のカサリン・アイオン台風により、また近年においては、昭和54年、昭和56年、平成11年、平成14年等に台風や低気圧の影響に伴う洪水により、被害を受けている。

このような状況から、高田地区及び気仙地区においては、流域の人口及び資産の状況等を踏まえ、既往洪水（既往最大であるアイオン台風を除く）を勘案し、概ね30年に1回程度の確率の降雨で発生する河川の流量に対して、洪水被害を防止する。

また、整備目標を上回る洪水や、内水による被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップの作成・公表の支援や、降雨、水位等の情報提供を行う。

(3) 河川整備の実施に関する事項

1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

気仙郡住田町津付地先において河川の流量を調節するため津付ダムを建設し、島部地点における概ね30年に1回程度の降雨で発生する流量1,460m³/sを1,350m³/sに低減する。

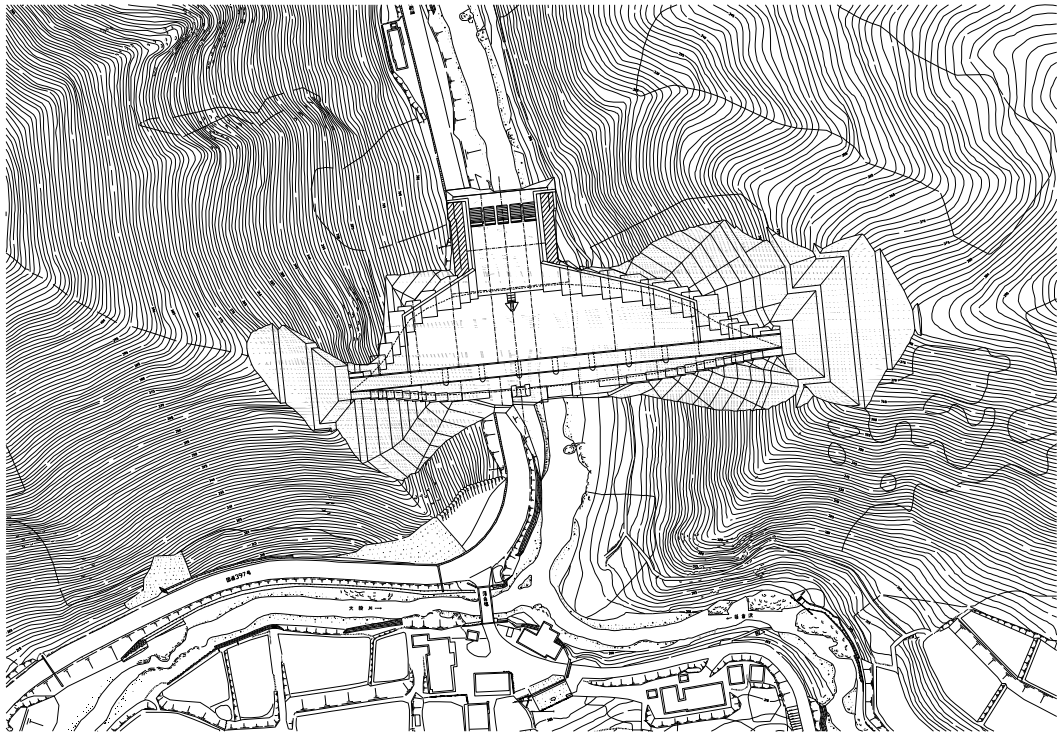
なお、ダムは本水系河川整備基本方針で定めている概ね70年に1回程度の確率の降雨で発生する河川の流量に対しても対応可能なように建設する。

工事の実施にあたっては、岩手県環境影響評価条例による環境影響評価を実施しており、環境影響評価書に基づき適切に行う。また、希少猛禽類については津付ダム周辺環境検討委員会からの意見等により工事の影響を極力軽減し、その生息環境の保全に努める。

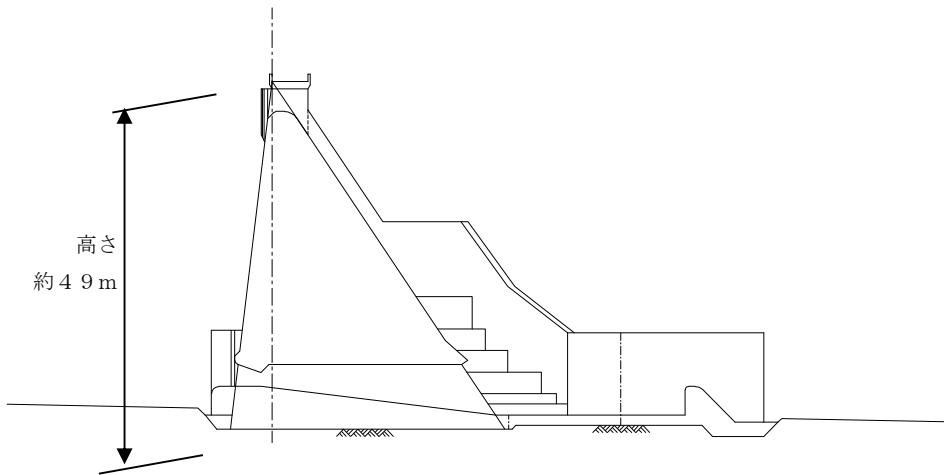
ダム貯水池周辺の整備については、周辺環境に配慮し、また、今後策定される予定である住田町の整備計画等をワークショップ等により反映し実施する。

<津付ダム>

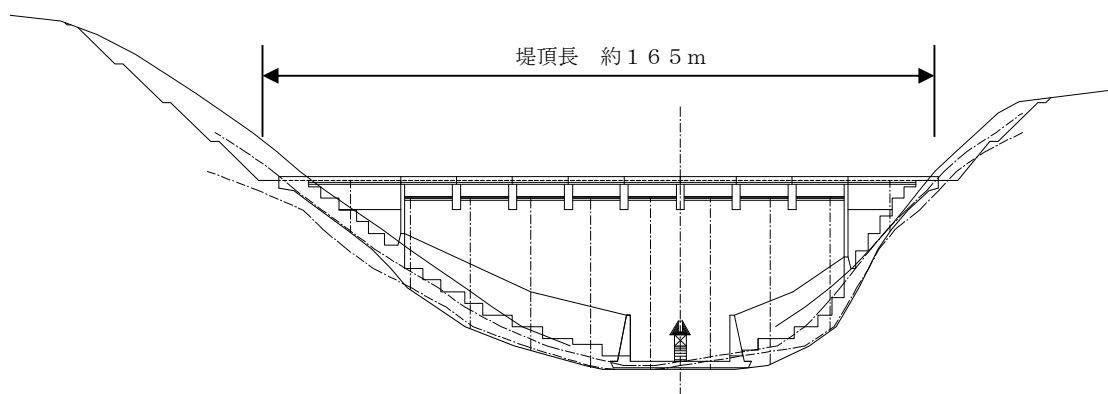
位 置：気仙郡住田町津付地先
形 式：重力式コンクリートダム
堤 高：約49m
堤 頂 長：約165m
総貯水容量：約5,600,000m³
湛水面積：約37ha
設置目的：洪水調節



平面図



堤体標準断面図（越流部）



ダム下流面図

3. 津付ダムの概要

3.1 津付ダム建設の目的等

3.1.1 津付ダム建設の目的

津付ダムの建設される地点における計画高水流量 $240\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $175\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行う。

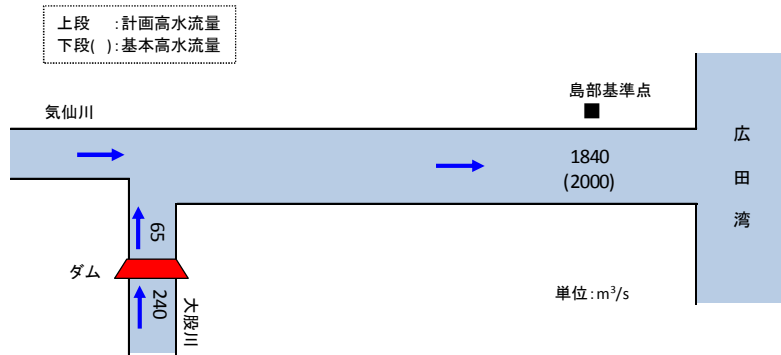


図 3.1.1(1) 計画高水流量配分図



3.1.2 津付ダムの規模

堤高	48.6m
堤頂長	165.0m
堤体積	$105,000\text{m}^3$
総貯水容量	$5,600,000\text{m}^3$
有効貯水容量	$5,350,000\text{m}^3$

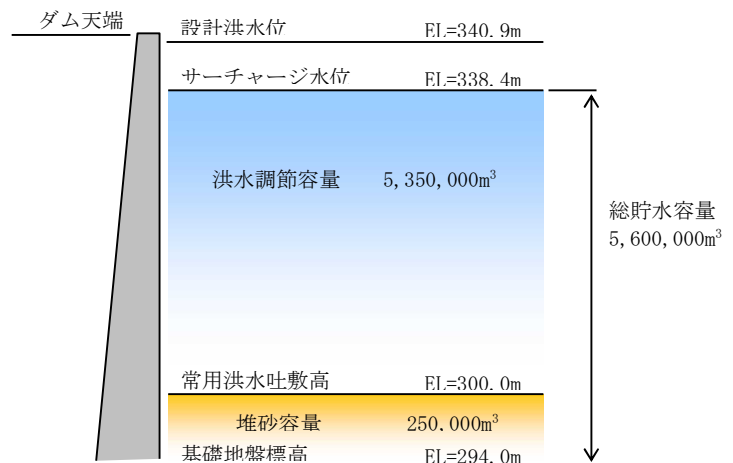


図 3.1.2(2) 貯水池容量配分図

3.1.3 建設に要する費用・工期

- (1) 建設に要する費用：約 141 億円
- (2) 工期（完成予定年度）：平成 35 年度

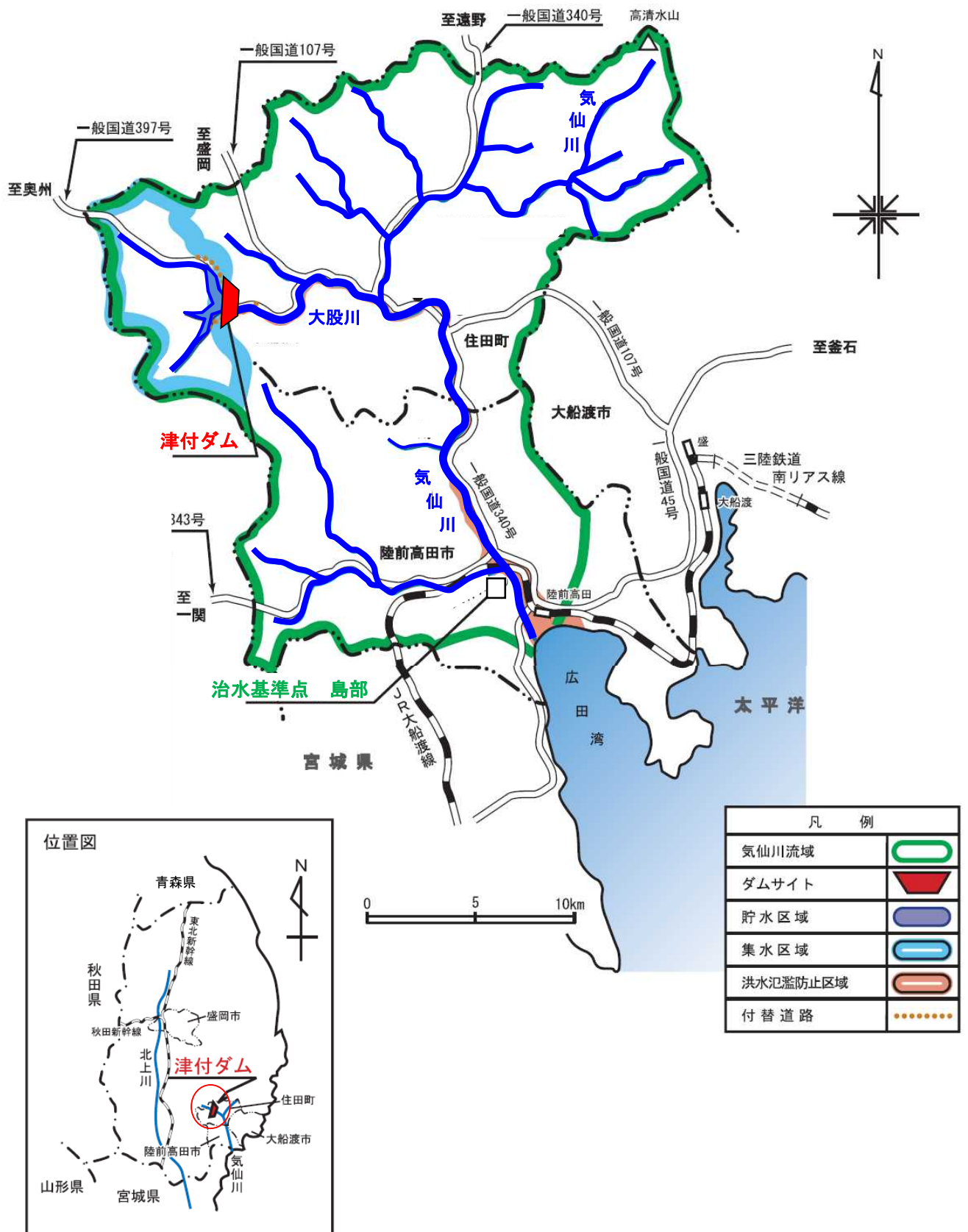


図 3.1.3(3) 気仙川流域の流域概要図

3.2 津付ダム建設事業の経緯

表 3.2 事業の経緯表

年 度	実 施 内 容
昭和 5 2 年度	県単費による予備調査に着手
昭和 5 6 年度	国庫補助による実地計画調査ダムとして採択
平成 元 年度	津付ダム地権者会設立、住田町に津付ダム対策室設置
平成 1 1 年度	河川整備基本方針及び河川整備計画認可
平成 1 2 年度	国庫補助事業による建設事業として採択
平成 1 2 年度	県環境影響評価条例手続き開始（第二種事業に該当するため）
平成 1 5 年度	利水（工業用水）の取り止めが決定
平成 1 6 年度	大規模事業評価専門委員会における答申「要検討（見直し継続）」妥当
	河川整備基本方針及び河川整備計画認可（変更）
平成 1 7 年度	津付ダム建設に伴う損失補償協定書調印
	岩手県環境影響評価条例に準じて環境影響評価書を公告、縦覧
平成 2 1 年度	大規模事業評価専門委員会における答申「要検討（事業継続）」妥当
平成 2 2 年度	津付ダム検証に係る検討
平成 23～24 年度	東日本大震災津波を受け事業計画見直し
平成 25～26 年度	岩手県政策評価委員会へ津付ダム建設事業再評価を諮問、審議

3.3 津付ダム建設事業の現在の進捗状況

津付ダム建設事業における現在の進捗状況を以下に示す。

表 3.3 津付ダム建設事業の進捗状況

項 目	進捗状況（平成 25 年度末）
【用地取得・家屋移転】 ・ 用地取得 ・ 家屋移転	100%（国有林を除く） 100%（水没 7 戸、道路 2 戸）
【付替道路】 ・ 国道 397 号（L=2,660m） ・ 付替町道・林道	100%（事業費ベース） 未着工
【ダム本体】 ・ ダム本体	未着工
【ダム事業費】 ・ 全体事業費（C=14,100 百万円）	49.8% （平成 25 年までの投資額 C=7,020.1 百万円）

4. 津付ダム検証に係る内容

4.1 気仙川下流域の復旧・復興の状況

4.1.1 気仙川下流域の土地利用計画

陸前高田市の高田地区・今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業等事業計画(案)の説明会において示されている土地利用計画では、高田地区の造成高は、端部の高さ T.P. 9～11m 程度、今泉地区の造成高は T.P. 10m 程度となっており、結果として、洪水氾濫区域であった高田地区、今泉地区は、市街地の造成により洪水による浸水被害防止が図られることとなる。

高田地区・今泉地区土地利用計画（案）

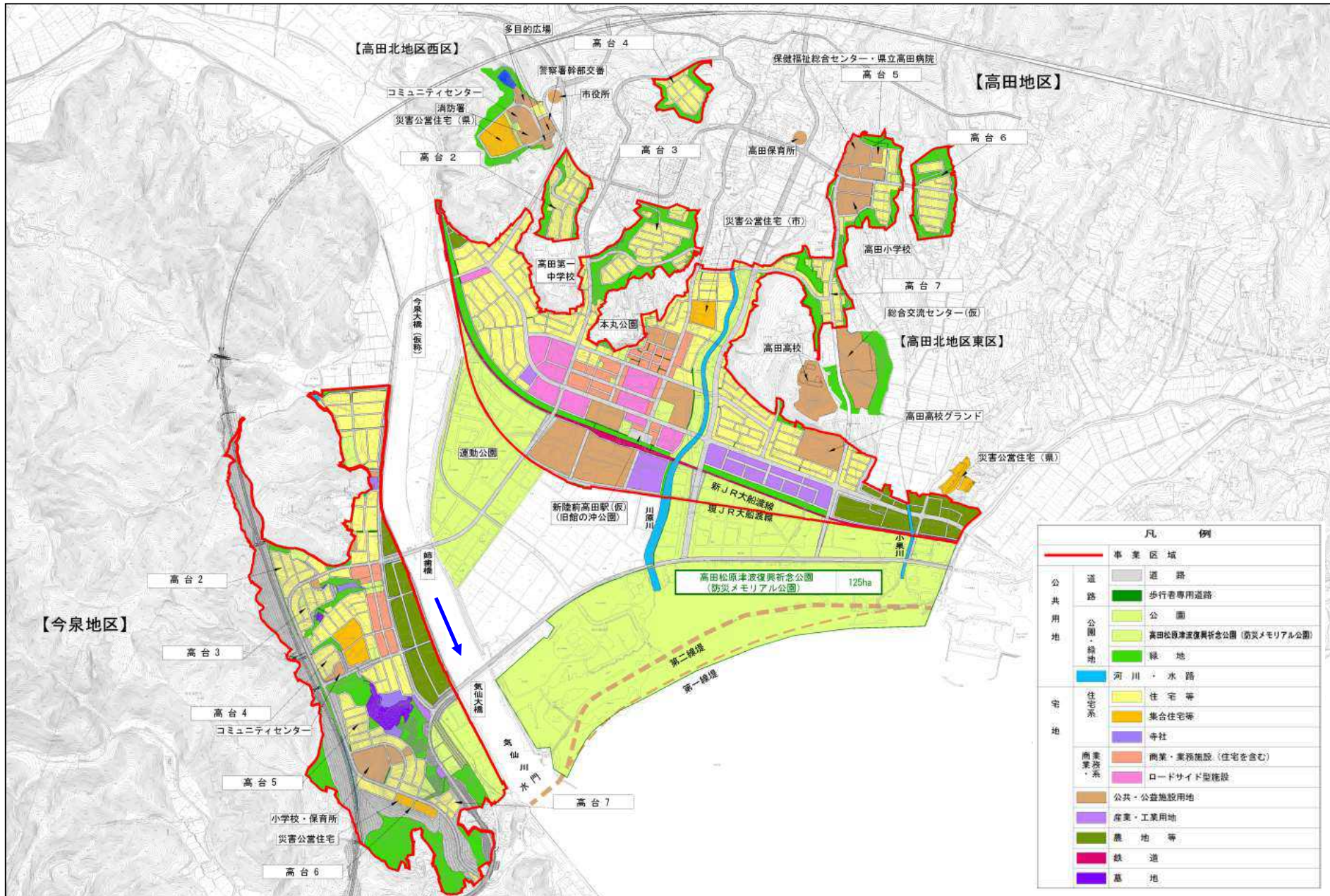
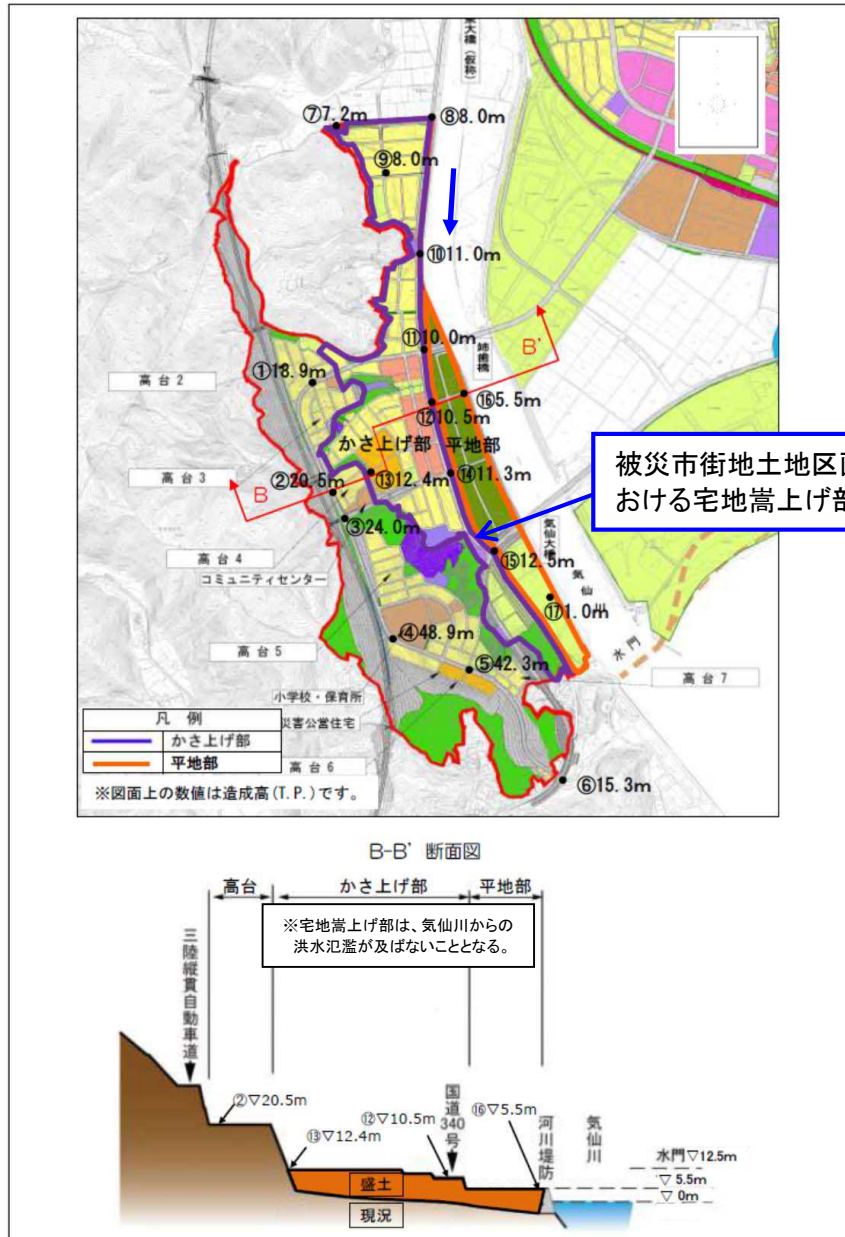


図 4.1.1(1) 気仙川下流域の土地利用計画

今泉地区造成計画（案）



高田地区造成計画（案）

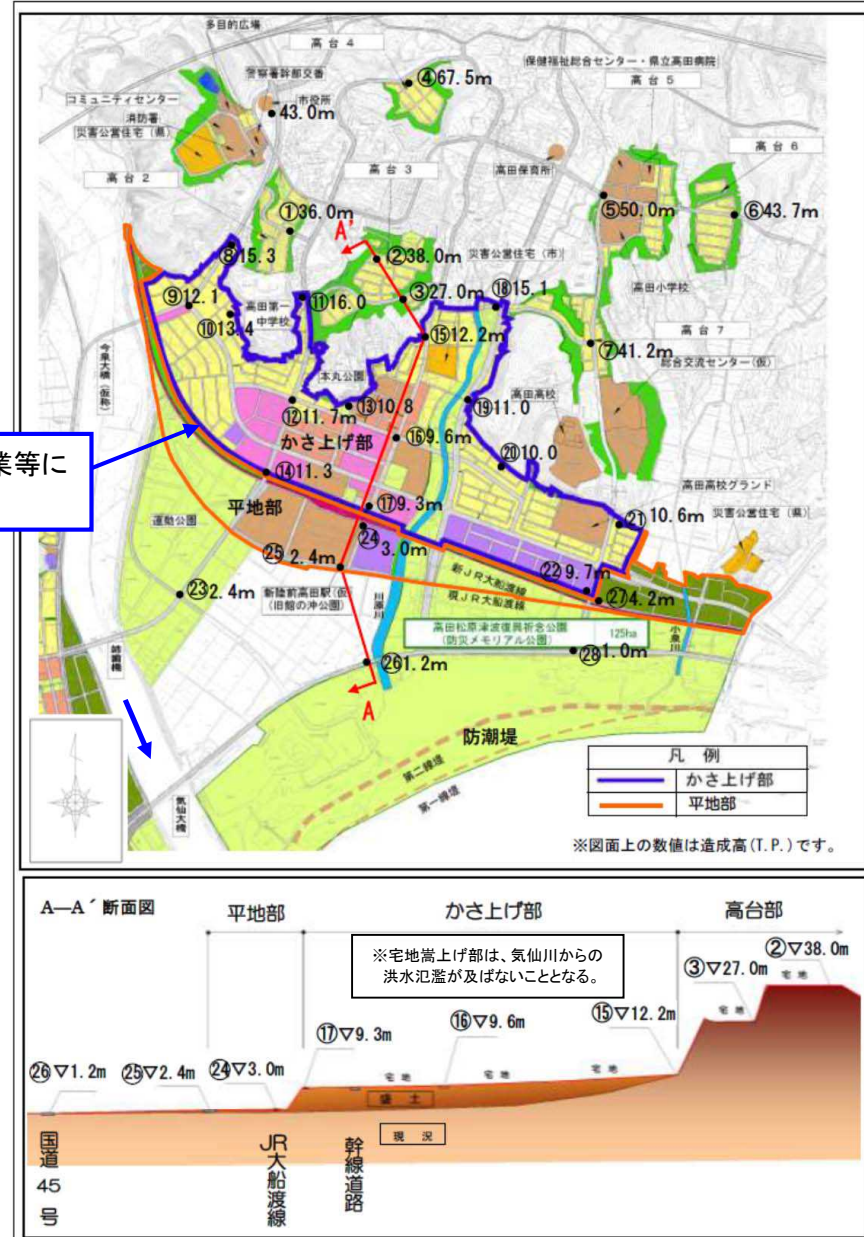


図 4.1.1(2) 気仙川下流域の土地利用計画（造成計画）

4.2 複数の治水対策案の立案

4.2.1 治水対策案の経済比較検討

気仙川の流域の状況や沿川状況等の特性に適合した治水対策として想定される治水対策の手法は、ダム、遊水地、放水路、河川改修（河道の掘削、堤防の嵩上げ等を含む）が想定される。

気仙川河川整備計画において目標とする治水安全度 1/30 の治水対策案について、ダム、遊水地、放水路等の各治水対策施設及び宅地嵩上げのみでは、目標とする治水安全度の確保ができないことから、河川改修と併せた治水対策案として立案する。

- A：ダム＋河川改修 案
- B：遊水地＋河川改修 案
- C：放水路＋河川改修 案
- D：河川改修 案
- E：宅地嵩上げ＋河川改修 案

表 4.2.1 治水対策メニューの抽出

検討ケース	概要	比較検討抽出
A ダム ＋河川改修 (現行案)	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙川支川大股川に津付ダムを建設し、洪水調節により下流の洪水流量を低減。下流の流下能力が不足する区間において河川改修を実施。 ・全川にわたり河川改修の規模が縮小され、区間や事業費を減ずることが可能。 	○ 現行案
B 遊水地 ＋河川改修	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙川上流域は山地河川であり敵地なし。 ・気仙川中流域（8.3k 付近）に遊水地を整備し遊水地下流の洪水流量を低減。流下能力が不足する区間において河川改修を実施。 ・洪水流量低減が遊水地下流に限定され、遊水地上流の河川改修の規模は縮小されないため、河川改修と比較し高価。 	－
C 放水路 ＋河川改修	<ul style="list-style-type: none"> ・住田町世田米地区の洪水を分流し、流下能力が不足する区間において河川改修を実施。 ・捷水路及びトンネル放水路の場合、河川改修に比べて高価。 	－
D 河川改修	<ul style="list-style-type: none"> ・流下能力が不足する区間において河川改修を実施。 ・中流部、上流部は岩河床が多く、また、アユ等の産卵場等への配慮から河道掘削は必要最小限とする。 	○
E 宅地嵩上げ ＋河川改修	<ul style="list-style-type: none"> ・住田町内で宅地嵩上げを実施。その他流下能力が不足し、家屋の浸水被害が発生する恐れがある箇所について河川改修を実施。 ・大規模な宅地嵩上げとなり、河川改修に比べて高価。 	－

4.2.2 治水対策案の経済比較

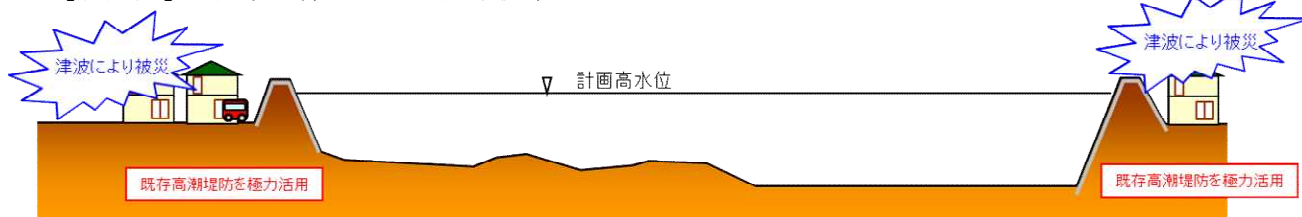
治水対策案の一次選定の結果を踏まえ、現行案「ダム+河川改修」案と治水代替案「河川改修」案について、事業費の経済比較を実施した。

表 4.2.2 代替案事業費比較

検討ケース		概算事業費	合計	採否
A ダム+河川改修 (現行案)	津付ダム建設	141 億円	153 億円	×
	河川改修	12 億円		
D 河川改修	河川改修	32 億円	32 億円	○

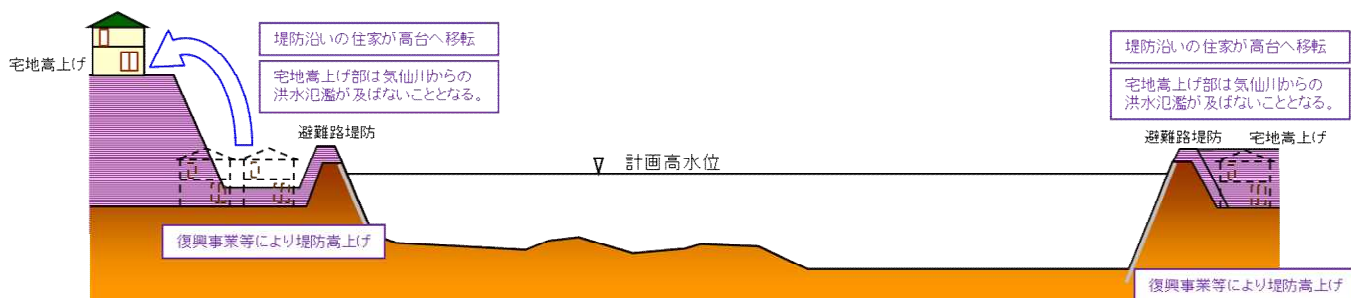
◆震災前後における河道計画の主な変更点

【震災前】河川改修案 ～気仙川下流域～



・震災前の計画では、背後地に形成された陸前高田市市街地への影響を考慮し、既存施設を極力活用することを前提条件として計画していた。

【震災後】河川改修案 ～気仙川下流域～



・現在、津波対策(高田海岸堤防、気仙川水門、気仙川沿いの津波避難路の整備)、新しいまちづくり(被災市街地復興土地区画整理事業等、復興道路等の整備)の復旧復興まちづくりの取組みが進められている。
 ・河口部付近では、堤防沿いの住家移転、橋梁の高い位置への架替により、治水対策の手法の選択肢が広がり、堤防の高上げを行うことが可能となる。
 ・なお、これらの堤防の高上げ及び橋梁架替等は、復興事業等により実施される。

4.3 津付ダム建設事業の総合的な評価

現行案の「ダム+河川改修」案と治水代替案の「河川改修」案について経済比較を行った結果、現行案に対して「河川改修」案が経済的に優位であるとの結論に至った。

5. 対応方針

5.1 検証検討結果

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災津波により被災した気仙川下流域では、現在、復旧復興への取組みが進められている。津波対策として高田海岸堤防、気仙川水門、気仙川堤防沿いの避難路の整備、復旧復興の新しいまちづくりとして被災市街地復興土地区画整理事業等による宅地嵩上げ、三陸縦貫自動車道や国道等の整備が行われており、これらの取組みにより、気仙川下流沿いの人や生活拠点が大きく変化することとなる。

このような下流域における復旧復興に向けた新しいまちづくりへの取組みに合わせ、気仙川流域の気仙川全体で治水計画を見直した結果、現行案の「ダム＋河川改修」案に対して治水代替案の「河川改修」案が安価となった。

◎総合的な評価

総合的な評価としては、「河川改修」案が「ダム＋河川改修」案よりも優位と判断し、津付ダム建設事業を中止とする。

5.2 岩手県大規模事業評価専門委員会の審議結果

平成 25 年 8 月 7 日付けで諮問した津付ダム建設事業の再評価について、岩手県大規模事業評価専門委員会において審議の結果、平成 26 年 7 月 17 日に「要検討（中止）」は妥当との答申を受けた。

5.3 津付ダム建設事業の対応方針

以上を総合的に判断した結果、「津付ダム建設事業は中止」とする。

なお、今後の河川整備に当っては、河川改修により水系全体の治水安全度の向上に努めることとする。